## 20 不服審查

(1) 異議申立て

$\perp$	<i>)</i>	1我け	<u> </u>	_																			
						本		年	度		要		几	理	1	件	数		み	な	す	審	查
	X	4	分		前	年 度	未	決	本 年	度	に申	1 立	てた	こ 件	- 数		計		請	求	1	件	数
					繰	越	件	数	処分に	係る	3 も σ.	7个	を あし	こ係	るも								
								件			件	F			件			件					件
申	告月	所	得	税			15	55			204				-			359					3
源	泉	所	得	税				1			4				-			5					-
法		人		税			2	23			45				-			68					-
相	4	続		税			1	4			12				-			26					-
贈		与		税				-			-				-			-					-
消	1	費		税			5	52			68				-			120					4
	価証:							-			-				-			-					-
法	人 特	別	税	等				6			-				-			6					-
地				税			3	34			61				-			95					4
そ		の		他				-			-				-			-					-
酒				税				-			-				-			-					-
徴	収	B		係				1			16				-			17					-
	Ī	計					28	36			410				-			696				1	1

(2) 審查請求

14		<u>且明</u>	<u>小</u>																		
					本		年	度		要		処		理	件		数			計	
	X	分	`	前	年 度	未	決	本 年	度	に目	3 了	IΤ	た	件数	み	な	すぇ	審 道	查	ĒΙ	
				繰	越	件	数	処分に	[係	るもの	カ不	作為	ょに・	係るも	請	求			攵		
							件			<u>4</u>				件				<u> </u>	#		件
申	告	所 得	寻 税			19	91			121				-				3			315
源		所 得	寻 税				5			2				-				-			7
法		人	税			5	59			39				-				-			98
相		続	税				8			16				-				-			24
贈		与	税				-			-				-				-			-
消		費	税			5	59			19				-				4			82
有	価証	券取	引税				-			-				-				-			-
地		価	税				-			-				-				-			-
法	人特		税等				8			-				-				-			8
地	方	消費	遺 税			2	24			17				-				4			45
そ		の	他				-			2				-				-			2
酒			税				-			-				-				-			-
徴	収	関	係				2			6				-				-			8
		計				35	56			222				-				11			589

## (1)・(2)共通

調査対象 調査期間 (注) 国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの 平成13年4月1日から平成14年3月31日 1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについ

- 1 件数は、処分に係るものについては「処分ととに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。
- 2 審査請求の内書は、国税局分である。

## 用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下 げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議 申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場 合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
				全 部		変 更	計	繰 越 件 数
取下げ件数件	牛 数	件 数			取消し件数	その他		
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	29	8	213	-	40	-	290	66
-	-	-	1	-	1	-	2	3
-	14	1	23	1	15	-	54	14
-	7	2	15	-	2	-	26	-
-	-	-	-	_	-	-	_	-
-	23	-	52	4	8	-	87	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	_	-	-	_	6
-	18	-	46	4	8	-	76	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	_	_	_	_	-
-	-	6	3	_	_	_	9	8
_	91	17	353	9	74	-	544	141

本	年	度	処	理	済	件		数	本年度未決
み な す取		下棄	却	全 部		变	更	計	繰 越 件 数
取下げ件数件		数件	数	取消し件数		その	他		-
件	件	件	件	件	件		件	件	件
-	7	14	102	5	15		-	143	172
-	-	1	1	1	-		-	3	4
-	-	1	13	-	9		-	23	75
-	1	1	6	-	-		-	8	16
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	2	6	16	-	8		-	32	50
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	2		-	2	6
-	2	6	7	-	-		-	15	30
-	-	1	-	-	-		-	1	1
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	1	3	-	-	-		-	4	4
-	13	33	145	6	34		-	231	358

- 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをい 4 う。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと 判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかっ
- たものをいう。 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原 処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。